

○金融庁、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第 号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十二第四項、第二百二十六条の三十八第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する同法第六十八条の三第二項の規定に基づき、預金保険機構が特定資金援助等に係る組織再編成の承認を行うための基準を次のように定め、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年 月 日）から適用する。

平成二十六年 月 日

金融庁長官 畑中龍太郎

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 茂木 敏充

一 組織再編成（預金保険法（以下「法」という。）第二百二十六条の二十六第一項に規定する組織再編成をいう。以下同じ。）に係る資金援助対象金融機関等以外の法人（法第二百二十六条の三十一、第二百二十六条

の三十二第四項、第二百二十六条の三十八第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する法第六十八条の三第一項に規定する資金援助対象金融機関等以外の法人をいう。）が金融機関等（法第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。）又は特定持株会社等（法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。）であること。

二 組織再編成により預金保険機構（以下「機構」という。）が割当てを受ける取得特定優先株式等（法第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十二第四項、第二百二十六条の三十八第七項及び附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等をいう。以下同じ。）となる株式又は株式会社及び協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）以外のものの出資の割当てを受ける場合において、当該株式又は出資の種類が当該組織再編成の前において機構が保有する取得特定優先株式等である株式又は株式会社及び協同組織金融機関以外のものの出資の種類と同一のものと認められること。

三 組織再編成により機構が保有する取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権（法第二百二十六条の二十四

第二項に規定する取得特定貸付債権をいう。）につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。